

役員名簿（理事及び監事）

【理事】

（令和6年10月1日現在）

役職	氏名	生年月日	住所	就任年月日	任期満了時期	親族等特殊関係者の有無		選任理由となる資格等 又は職業	資格等			担当業務
						（注1の該当番号を記入）			（注2 該当に○）	（注3の該当番号を記入）	該当に○	
						親族	その他特殊な関係者		社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者	施設の管理者	
理事長	鎌野 義広			令和5年6月20日	令和 6 会計年度に関する定時評議員会の終結の時	①			○			
理事	小山 義和			令和5年6月20日	令和 6 会計年度に関する定時評議員会の終結の時					⑥	○	経営
理事	鎌野 郁美			令和5年6月20日	令和 6 会計年度に関する定時評議員会の終結の時	①				⑥		経営
理事	齋藤 香織			令和5年6月20日	令和 6 会計年度に関する定時評議員会の終結の時					⑥	○	地域福祉
理事	山田 晴美			令和5年6月20日	令和 6 会計年度に関する定時評議員会の終結の時					⑥	○	
理事	廣田 毅			令和5年6月20日	令和 6 会計年度に関する定時評議員会の終結の時							

（注1）各理事と特殊の関係にある者

①配偶者

②三親等以内の親族

③厚生労働省で定める者（規則第2条の10）

i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該理事の使用人

iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii 又は iii の配偶者

v i ～ iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する役員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員

（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

vii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人

（注2）社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

法人において「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として適正な手続により選任された者

（注3）社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 の例示

①社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員 ②民生委員・児童委員 ③社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体等の代表者等

④医師、看護師、保健師等保健医療関係者 ⑤自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員等 ⑥その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

役員名簿（理事及び監事）

【監事】

（令和6年10月1日現在）

役職	氏名	生年月日	住所	就任年月日	任期満了時期	親族等特殊関係者の有無		選任理由となる資格等 又は職業	資格等			担 当 業 務
						（注1の該当番号を記入）			（注2 該当に○）	（注3の該当番号を記入）	該当に○	
						親族	その他特殊な関係者		社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者	施設の管理者	
監事	川東 知也			令和5年6月20日	令和6会計年度に関する定時評議員会の終結の時				○	②		財務
監事	野元 敏子			令和5年6月20日	令和6会計年度に関する定時評議員会の終結の時				○			事業識見

（注1）各理事と特殊の関係にある者

①配偶者

②三親等以内の親族

③厚生労働省で定める者（規則第2条の10）

i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該理事の使用人

iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii 又は iii の配偶者

v i ～ iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する役員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員

（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

vii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人

（注2）社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

法人において「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として適正な手続により選任された者

（注3）社会福祉事業の経営に関する識見を有する者の例示

①社会福祉に関する教育・研究を行う者 ②社会福祉事業、又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

③公認会計士・税理士・弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要、且つ有益な専門知識を有する者